

無償化について

はなそのこどもえんの預かり保育（新2号）・みつば幼稚園 午前中並びに預かり保育・認可外保育園を利用する子供たち

申請手続きを行うことで、利用料の無償化（※上限額あり）制度を利用することができます。※認可外保育園（一時預かり含む）利用の0～2オクラスは非課税世帯のみ

【対象者】

- 同居親族（別居保護者含む）の「保育の必要性」（別紙参照）が認められた児童が無償化制度の対象となります。

※みつば幼稚園児は、午前中のみ利用者・預かり保育利用者ともに、申請が必要です。（午前中のみであれば、「保育の必要性」を証明する必要はありません。

- 無償化の対象期間は、「保育の必要性」が認められた期間のみです

※期限が切れる保護者は、ご自身で、更新手続きが必要です。期限前に、保育の必要性を確認できる書類を提出してください。

- 一斉申込においては、幼稚園希望者は各園での申請となります。各園での提出期限を過ぎた場合は、子ども未来課にご提出ください。認可外保育園は子ども未来課に提出してください。

年度途中での無償化（預かり）申請については、手続き前に利用園に利用できるかどうか確認の上、市役所子ども未来課にてお手続きください。

【利用料】

- みつば幼稚園 午前中利用料：

園が保護者にかわり、市へ利用料を請求することで月額最大25,700円（保育料・入園料対象）までが無償となります。（法定代理受領）

- はなそのこどもえん預かり・みつば幼稚園預かり保育料：

保護者は一旦預かり保育料を園に支払い、子ども未来課にて還付の手続きが必要となります。（償還払い）

- 還付対象額は、日額450円に利用日数を乗じた金額と支払い済の預かり保育料と比べて、少ない金額が支給額となります。

- 3ヶ月に1回 園を通して（又は市に持参）請求書の提出が必要です。

- 認可外保育園（一時預かり施設含む）の保育料について：

非課税世帯の0才～2才児クラス利用者は、月額最大42,000円・3才児クラス以上の利用者は、月額最大37,000円までが対象です。保護者は一旦預かり保育料を園に支払い、子ども未来課にて還付の手続きが必要となります。（償還払い）

問い合わせ先：宮古島市福祉部子ども未来課 保育幼稚園係

TEL:0980-72-3751(代表)